四(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	和南城　登、阿久津貞司、田中　恒夫、若井　明彦、田中　惠輔、青柳　剛、戸所　隆

(2)　変更年月日

平成二十六年六月十四日

五(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

変更前	川端　洋介
変更後	和南城　登

(2)　変更年月日

平成二十六年六月十四日

○九州地方整備局告示第百五十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月二十四日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　登録番号

九州地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	東條　正博

(2)　変更年月日

平成二十六年六月二十六日

○九州地方整備局告示第百五十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月二十四日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　登録番号

九州地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人佐賀県建設技術支援機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	織田　剛

(2)　変更年月日

平成二十六年六月二十五日

人事異動

内閣

（在ロシア日本国大使館参事官）

外務事務官　郡　健次

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずる（七月十五日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

農林水産大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理

同　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる

同　新藤　義孝

内閣府特命担当大臣稲田朋美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革担当）事務代理を命ずる（以上七月十七日）

（外務省大臣官房審議官（併）経済局）外務事務官　正木　靖

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる

（外務省大臣官房参事官（併）経済局）同　伊藤　直樹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を命ずる

（東京高等検察庁検事）検事　西山　卓爾

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房法曹養成制度改革推進室副室長を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　塩田　康一

内閣官房地域活性化統合事務局参事官を命ずる

（内閣府参事官（市場システム担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））内閣府事務官　中原　裕彦

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　田中　博敏

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房地域活性化統合事務局次長を免ずる

（東京高等検察庁検事）検事　松本　裕

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房法曹養成制度改革推進室副室長を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　成瀬　茂夫

内閣官房地域活性化統合事務局次長を命ずる

内閣官房地域活性化統合事務局参事官を免ずる

検事　小川　秀樹

同　萩原　秀紀

判事に任命する（各通）

（前橋地方裁判所判事）判事　永野　厚郎

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（前橋地方裁判所判事・前橋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　小泉　博嗣

兼官を免ずる（以上七月十八日）

財務省

（主税局付）財務事務官　斎須　朋之

国際局地域協力課国際調整室長を命ずる

（大臣官房秘書課財務官室長兼国際局地域協力課国際調整室長）同　吉田　昭彦

国際局地域協力課国際調整室長兼務を免ずる

（外務省大臣官房審議官）外務事務官に任命する　長谷川浩一

財務事務官

東海財務局長を命ずる

（東海財務局総務部長兼東海財務局長心得）財務事務官　初行　隆男

東海財務局長心得兼務を免ずる（以上七月十八日）